（独立行政法人空港周辺整備機構に関する省令の一部改正）

第十二条　独立行政法人空港周辺整備機構に関する省令（平成十五年国土交通省令第百七号）の一部を次のように改正する。

第二条第三号を削り、同条第四号中「第二十八条第一項第四号」を「第二十八条第一項第三号」に改め、同号を同条第三号とし、同条第五号中「第二十八条第一項第五号」を「第二十八条第一項第四号」に改め、同号を同条第四号とし、同条第六号中「第二十八条第一項第六号」を「第二十八条第一項第五号」に改め、同号を同条第五号とし、同条中第七号を第六号とし、第八号から第十号までを一号ずつ繰り上げる。

第二十三条第一号を削り、同条第二号中「福岡空港に係る」及び「及び第三号」を削り、「並びにこれら」を「及びこれ」に改め、同号を同条第一号とし、同条第三号中「同項第五号」を「同項第四号」に改め、同号を同条第二号とし、同条中第四号を第三号とする。

附則第二項及び第三項を次のように改める。

（区分経理に関する経過措置）

2　関西国際空港及び大阪国際空港の一体的かつ効率的な設置及び管理に関する法律施行規則（平成二十四年国土交通省令第二十号。以下「設置管理法施行規則」という。）附則第十二条の規定による改正後の独立行政法人空港周辺整備機構に関する省令第二十三条の規定は、設置管理法施行規則の施行の日以後に開始する事業年度に係る経理の区分について適用し、同日前に開始した事業年度に係る経理の区分については、なお従前の例による。

（新関西国際空港株式会社の成立の時における会計処理）

3　関西国際空港及び大阪国際空港の一体的かつ効率的な設置及び管理に関する法律（平成二十三年法律第五十四号）附則第五条第六項の規定により機構が行う株式の引受け、同条第九項の規定により機構が行う出資、同条第十一項の規定により機構が行う株式の政府への無償譲渡、同法附則第六条第三項の規定により新関西国際空港株式会社が行う機構の権利及び義務の承継並びに同条第六項の規定による機構の資本金の減少に係る機構の資本取引及び損益取引は、同法の施行の日において行われるものとし、当該損益取引は、機構の損益計算には含まれないものとする。

附則第四項から第六項までを削る。

（地方航空局組織規則の一部改正）

第十三条　地方航空局組織規則（平成十三年国土交通省令第二十五号）の一部を次のように改正する。

第三十八条中「第四号」を「第五号」に改め、「及び大阪国際空港」を削る。

第一号様式（第三条関係）

平成　　年度　事業計画

　年度においては、以下のとおり、関西国際空港及び大阪国際空港の一体的かつ効率的な設置及び管理に関する法律第12条第1項に規定する空港用地の管理を行う。

（単位：百万円）

事業区分	所要資金の額
空港用地の管理	

〔備考〕

用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。

第二号様式（第二十条関係）

（表）

9センチメートル

第　　号

官職

氏名

関西国際空港及び大阪国際空港の一体的かつ効率的な設置及び管理に関する法律第28条第3項の規定による検査員証

年　月　日発　行

年　月　日限り有効

国土交通大臣　　印

5.5センチメートル

（裏）

関西国際空港及び大阪国際空港の一体的かつ効率的な設置及び管理に関する法律抜粋

第28条　国土交通大臣は、この法律を施行するため必要があると認めるときは、会社からその業務に関し報告をさせ、又はその職員に、会社の営業所、事務所その他の事業場に立ち入り、帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。

2　国土交通大臣は、この法律を施行するため必要があると認めるときは、指定会社から特定空港用地保有管理事業に関し報告をさせ、又はその職員に、指定会社の事務所その他の事業場に立ち入り、帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。

3　前2項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人にこれを提示しなければならない。

4　第1項又は第2項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

第40条　第28条第1項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した場合には、その違反行為をした会社の取締役、執行役、会計参与（会計参与が法人であるときは、その職務を行うべき社員）、監査役又は職員は、30万円以下の罰金に処する。

2　第28条第2項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した場合には、その違反行為をした指定会社の取締役、執行役、会計参与（会計参与が法人であるときは、その職務を行うべき社員）、監査役又は職員は、30万円以下の罰金に処する。